



皆様、新年あけましておめでとうございます。

本年も、何卒よろしくお願い申し上げます。

今回の年末年始、弊社は、なんとかカレンダーどおりの休業とさせていただくことが出来ましたが、私はと言えば、自宅にこもって黙々とマーケティングの勉強をしていました。

もちろん、弁護士業の集客に生かしたいという部分もありますが、マーケティングを学ぶことによって、企業、法人のお客様から経営に関するご相談を受けたとき、的確に対応することが出来ますので、弁護士のブランディングにおいて大きな付加価値となります。とは言え、こんなに長時間、ガリガリと勉強したのは司法試験の受験以来かもしれません。

ほとんど外出もせず、家族からは大ヒンシュクでした。

それでも、年末の大掃除など、最低限のオツトメは果たし、元日にはなんとか、地元一関の八幡さまに初詣をすることが出来ました。

娘はつい先日、七五三のご祈祷をしていただいたばかりでしたが、

また八幡さまにお参りが出来て、終始ニコニコと上機嫌でした。

私と家内も、去年1年を家族がみな大過なく過ごすせたことの感謝をお伝えし、この1年もみなが息災でありますように、とお願いをしました。



近況のご報告

昨年（賞味期限切れ？）で恐縮ですが、11月27日、岩手県宅建業協会一関支部様のご依頼で、研修会の講師を務めさせていただきました。

普通の研修会であれば、弁護士の方でテーマ（お題）を決めてお話をする、という「一方通行」なパターンが多いのですが、今回の研修会では、前もって支部会員の皆様から関心のあるテーマを複数いただき、そのテーマに沿ってお話をさせていただきました。

賃貸物件の明け渡しなど、実際に争いになったケースをあげていただき、どのような解決方法があるのかを説明させていただき、という、とても実践的な内容になりました。

そのため、「一方通行」になることなく、皆様、長時間にわたってとても熱心に聴講していただきました。

また、その後の懇親会でも、多くの会員様から、熱心にご質問をいただきましたので、酔って不覚をとることがないように、お酒もほどほどに、回答をさせていただきました。

そして、今月の29日には、山形県宅建業協会新庄・最上支部様にて、研修会の講師をさせていただくことになりました。前回の成功事例、成功体験を踏まえまして、今回も張り切って参りたいと思います。

そして、さらに（くどくてすみません・・・）、来月18日には、再び岩手県宅建業協会一関支部様の新年会にお呼びいただき、またまた講師を拝命しました。

一関→新庄→一関、となんだか良い感じで循環していますね。さらに張り切って参ります！



弁護士の
小原です



あけまして
おめでとうございます



年末年始は
猛勉強！



しかし家族は
ブスか、



合間になんとか
初詣へ
本年もよろしく
お願い申し上げます

今月のコラム

前回の続きです。

お父さんが、長年家業を手伝って献身的に家に尽くしてくれた長男のために、財産をすべて残し、家を継いでもらいたいと願って、「全財産を長男に譲ります」と遺言しました。他方、次男は若い時分に家を飛び出し、好き勝手に過ごしてきました。

ところが、次男には「遺留分」という権利が認められていて、お父さんの財産のうち4分の1相当は次男にあげなければならないのです。法律がお父さんの遺志を無視して、こんな親不孝な子供に4分の1もの権利を認めてあげるなんて、おかしくありませんか？

私は、明らかにおかしいと思います。

しかし、我が国の法律(「民法」という法律です)は、こんなおかしいことを平然と規定しているのです。

昔からこんな定めがあった訳ではありません。

先の大戦で我が国は米国に敗れ、米国による戦後統治の一環として、我が国の基本法であった明治憲法を頭ごなしに否定され、米国流の新憲法を押し付けられました。その当否については、国民ひとりひとりの政治的な信条によって判断されるべきことです。

ですが、事は憲法にとどまらず、民法にも及びました。

言うまでもなく、憲法は、「国体」という一国の有りようについて規定した国家の基本法です。

これに対して、民法は、個人の私生活上の権利義務などを定めた法律であり、経済的な側面を規定した契約法と、家族の有りようを定めた家族法とがあります。

この、家族の有りようを定めた民法の家族法というカテゴリーが、憲法と同様、米国流の価値観を押し付けられ、大きく変質させられてしまったのです。

米国の押し付けにより変質させられてしまった家族法ですが、そもそも戦前にはどのように規定されていたのでしょうか？

・・・さらに、次号に続きます(すみません)。



代表弁護士
小原恒之



山形常駐弁護士
武田芳人



発行

2014年 1月 6日



〒021-0885岩手県一関市田村町3-2 上の橋ビル3階
電話:0191-34-8471FAX: 0191-34-8472
弁護士法人リーガルスピリット 一関法律事務所

〒996-0027
山形県新庄市本町4-33 こらっせ新庄5階
予約用フリーダイヤル: 0120-0783-14
電話:0233-32-0461
FAX: 0233-32-0462
弁護士法人リーガルスピリット 新庄法律事務所

代表弁護士 小原恒之(おばら・ちかゆき)